

2018年4月16日

各 位

株式会社三十三フィナンシャルグループ

遺言代用信託の取扱開始について

株式会社三十三フィナンシャルグループ（代表取締役社長 渡辺 三憲）の三重銀行と第三銀行は、多様化する相続関連ニーズに対応する商品として、下記の通り遺言代用信託の取扱いを開始いたします。

本商品は、お客さまに相続が発生した際に、遺言書等によらず簡単な手続きでご家族の方等がスムーズに資金を受取ることができる遺言代用型の金銭信託であり、商品の愛称を両行共通の「託す想い」として取扱いいたします。

詳細につきましては、両行のホームページにてご確認ください。

記

1. 商品名

- ・ 三重銀行 「みえぎん遺言代用信託『託す想い』」
- ・ 第三銀行 「さんぎん遺言代用信託『託す想い』」

2. 商品のポイント

- (1) お一人ごとに一時金として受け取るか、一定期間、定期的に資金を受け取るかを選択できます。
- (2) 100万円以上 3,000万円以下でお申込み可能ですので、お客さまの資金やニーズに合わせて活用いただけます。
- (3) 信託期間中の資金は、みずほ信託銀行で管理・保全し、主に当行の定期預金で運用します。

3. 取扱開始予定日

2018年7月2日(月)

以 上

【お問い合わせ先】

担 当	三重銀行 営業企画部 営業企画課	脇内	059-354-7120
	第三銀行 営業推進部 商品開発課	松山	0598-25-0321